

令和8年度山口県総合交通センター広告付き庁舎案内板及び広告板設置業務の 公募参加説明書

1 公募概要

(1) 設置機器の種類

広告板

(2) 設置場所及び設置台数等

別紙設置内容一覧表のとおり

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、山口県（以下「県」という。）が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、行政財産使用許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は広告板を撤去することができない。

広告板の設置は、令和10年3月末までは継続して募集する予定である。

(4) 事業内容

- ① 広告板を企画・制作し、行政財産の使用許可を受けて、県が指定する場所に設置すること。
- ② 広告板を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を行うこと。
- ③ 広告板を運用することにより広告等を掲載すること。

2 設置条件及び事業内容の詳細

別添「令和8年度山口県総合交通センター広告付き庁舎案内板及び広告板設置業務仕様書」のとおり

3 広告板設置に伴う必要経費

(1) 行政財産使用料

- ① 行政財産使用料は、案内板等及び案内板等の脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により山口県使用料手数料条例（昭和31年3月27日山口県条例第1号）の定めるところにより算定した額をもって使用料とする。

- ② 行政財産使用料は、県が発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。

※ 令和7年11月末現在の1㎡当たりの行政財産使用料

総合交通センター：20,881円／年

なお、条例の改正等により額が変更となる場合がある。

(2) その他の必要経費

- ① 案内板等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 案内板等の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、県が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーターの指示値による計測又はカタログ記載の定格消費電力数値により算出した電気使用量と県が契約を締結した電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

4 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、常時、次のことを遵守すること。

- (1) 行政財産使用許可の条件を遵守すること。
- (2) 案内板等を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 案内板等の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、広告内容について管理を適切に行うこと。
- (4) 案内板等の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 案内板等の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、広告板に故障時等の連絡先を明記すること。

- (6) 設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を県に請求することはできない。

5 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県の業務委託競争入札参加資格者名簿に大分類「企画・製作(07)」、小分類「広告・広報(04)」で登録されている者であること。
- (4) この公告の日から見積書の提出期限の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 応募申込書等の提出

設置事業者を選考する方法は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約に準じて実施する。

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

		法 人	個 人
①	応募申込書(様式第1号)	○	○
②	誓約書(様式第2号)	—	○
③	広告板の規格・寸法などの仕様がわかる書類 (カタログ等)	○	○
④	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○	—
⑤	納税証明書 ※1	○	○
⑥	直前1年間の決算書類 ※2	○	○
⑦	暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)	○	○

※1 ⑤納税証明書は、下記のものを提出すること。

法人の場合、

- ・都道府県税について滞納がないことが確認できる当該都道府県税事務所長の証明書等
- ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書(納税証明書「その3の3」)

個人の場合、

- ・都道府県税について滞納がないことが確認できる当該都道府県税事務所長の証明書等
- ・個人県民税等について滞納がないことが確認できる市町村長の証明書等
- ・国税(所得税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書(納税証明書「その3の2」)

※2 ⑥直前1年間の決算書類は、下記のものを提出すること。

法人の場合、貸借対照表、損益計算書

個人の場合、青色申告者…損益計算書、資産負債額調(貸借対照表)

白色申告者…収支内訳書、貸借対照表(様式は任意)

※3 ④～⑥については写しでも可。また、④及び⑤については、発行日から3カ月以内のもの。

(2) 応募申込書等の提出期間、場所及び提出方法

- ① 提出期間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月10日（水）の午後1時まで（必着）
※ この期間に適正な応募申込書等必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも公募に参加することはできない。
- ② 提出場所 山口県警察本部警務部会計課
〒753-8504 山口市滝町1-1 山口県警察本部 4階
電 話（083）933-0110 FAX（083）925-8050
- ③ 提出方法 郵送
簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、封筒の表面に「令和8年度山口県総合交通センター広告付き庁舎案内板及び広告板設置業務の公募に係る申込書」と記入して、提出期限までに到着するようにすること。

(3) 応募申込書等の審査

- ① 審査結果の通知
応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。
当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和7年12月12日（金）までに通知する。
- ② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求
選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年12月16日（火）までに、下記（4）③の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 本書に対する質問の受付

本書について疑義がある場合は、県に対して説明を求めることができる。

- ① 受付期間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月3日（水）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで
- ② 方 法 「公募参加説明書等に対する質問・回答書（様式第4号）」によりFAXすること。
- ③ 宛 先 山口県警察本部警務部会計課 FAX（083）925-8050
- ④ そ の 他 選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

- (1) 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、県が予定する予定価格以上で最高の見積額をもって見積をした者を設置予定事業者とする。
また、応募者が1名の場合でも選考を行う。
- (2) 県が予定する予定価格以上での見積がない場合は、条件等を見直しの上、1年以内を目処に再度の公募を行う。
- (3) くじ引きによる決定方法
最高の価格での見積りをした者が2者以上あるときは、契約事務に関係のない職員を立ち会わせてくじにより設置予定事業者を決定することとする。なお、くじは、見積結果の確認後、直ちに行う。
- (4) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 設置予定事業者の公表
設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び見積額を通知する。また、契約締結後、山口県警察ホームページにおいて設置事業者名を公表する。
なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び見積額を公表する場合がある。

8 選考の無効

次の見積は無効とする。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 電信による見積
- (3) 記名のない見積
- (4) 公告および公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (5) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (6) 必要な事項を確認できない見積
- (7) 同一人が同一事項または同一物件について2以上の見積りをしたもの

9 設置予定事業者の手続き

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 行政財産使用許可

設置予定事業者に決定した者は、速やかに行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（山口県公有財産規則 第3号様式）
- ② 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の広告板及び広告板脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 県に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) 契約に違反した場合

11 その他

庁舎改修工事などに伴い、設置場所を変更することがある。

設置内容一覧表

場 所	規 格	種 類	数 量
山口県総合交通センター 本館 1 階待合ホール	○ W 2.5m×D 1.0m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置(自立可動式) ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター（40インチ以上）及び庁舎案内を設置すること。	広告付き 庁舎案内板	1 基
山口県総合交通センター 本館 1 階更新受付横	○ W 1.0m×D 0.5m×H 2.5m 以内 ○ 床面設置（固定式） ○ 掲出スペースの一部に行政情報用モニター（40インチ以上）を設置すること。	広告板	1 基